

○ 労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件

(平成二十六年金融庁・厚生労働省告示第七号)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第〇条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七條第二号に規定する特定業務を営む場合における第六條の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社」とする。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>